

一般社団法人全国ペット協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人全国ペット協会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. 本法人は、代議員会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本法人は、ペット業界の発展及び社会的地位の向上を目指し、ペット業従事者の教育等の事業を行ない、人とペットの共生が可能な社会環境の構築に貢献するとともに、日々の業務を通じて動物愛護精神の更なる啓蒙に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 不特定多数のペットを購入する一般消費者の保護とペット業界の発展及び社会的地位向上のための広報活動及びイベント並びに調査研究活動の実施
 - (2) ペット業界の地位向上を図るための家庭動物管理士認定制度の実施
 - (3) 法に基づくペット業界の施設運営に関わる支援
 - (4) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第2章 会 員

(資格)

第5条 本法人の会員は、動物取扱業者等をもって構成する。

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
 - (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人、団体又は法人
 - (3) 名誉会員 理事会において推薦された者
 - (4) 顧問 理事会において推薦された者
2. この法人の社員は、おおむね正会員 80 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。
3. 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補

- することができる。
5. 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 6. 第3項の代議員選挙は、2年に1度、2月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
 7. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
 8. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
 9. 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。
 10. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
 11. 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の

同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2. 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、代議員会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、代議員会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 動物の愛護及び管理に関する法律その他の動物関係法令に違反して罰金以上の刑もしくは行政処分に処せられたことが判明したとき。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届けを会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、代議員会の決議によって、除名することができる。この場合、その会員に対し、代議員会の1週間前までに除名する旨を、理由を付して通知し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 削除
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 削除

第13条～第16条 削除

第4章 代議員会

(種別)

第17条 本法人の代議員会は、通常代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

(構成)

第18条 代議員会はすべての代議員をもって構成する。

2. 前条の代議員会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第19条 代議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 削除
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 通常代議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2. 臨時代議員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から代議員会の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第29条第2項に定める会長をいう。以下同じ。）が招集する。

2. 会長は、第20条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。
3. 代議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及びその他法令等で定める事項を記載した書面をもって、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 代議員会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長がこれに代わる。

(議決権)

第23条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(定足数)

第24条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 代議員会の決議は、この定款に規定するものを除き、出席した代議員の過半数をもって行う。

2. 削除

3. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 削除

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため代議員会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2. やむを得ない理由のため代議員会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前1～2項の場合における第24条(定足数)及び第25条(決議)の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第27条 理事または代議員が、代議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席代議員のうち、その代議員会において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印をしなければならない。

2. 議事録は10年間、主たる事務所に備えるものとする。

第5章 役員

(種類及び定数)

第29条 本法人に、次の役員を置く。

理事 6人以上20人以内

監事 1人以上3人以内

2. 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長、2人以内を専務理事、5人以内を常務理事とする。
3. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、代議員会において選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において選任する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第31条 会長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、本法人の業務を統括する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本法人の業務を統括する。
4. 常務理事は、本法人の業務を分担処理する。
5. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人の業務を執行する。
6. 会長及び会長以外の業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第32条 監事は、次に掲げる業務を行なう。

1. 財産及び会計の状況を監査すること。
2. 理事の職務執行の状況を監査すること。
3. 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実又は著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
4. 理事が代議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を代議員会に報告すること。
5. 第3項の報告をするため、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(任期)

第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常代議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 理事は満70歳をもって定年とする。任期期間中に満70歳に達した場合については、その任期期間は理事として在任するものとする。
3. 補欠により選任された理事の任期は、現任者の残任期間とする。
4. 増員により選任された理事の任期は、現任者の残任期間とする。
5. 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後にお

いても、後任者が就任するまでは、その理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第34条 削除

(報酬等)

第35条 理事又は監事の報酬は、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。

2. 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、代議員会の決議をもって別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第36条 本法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合。
 - (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第32条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長がこれを招集する。

2. 会長は、第38条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこれを短縮できるものとする。
4. 理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開くことができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に規定するものを除き、出席した理事の過半数をもって決する。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3. 前2項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を充たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第31条第6項の規定による報告については、適用できない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印をしなければならない。

第44条の2 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第45条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第46条 本法人の財産は、会長が管理し、その方法は理事会が別に定める。

(事業計画及び予算)

第47条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、代議員会にて報告を行う。これを変更する場合は会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第48条 削除

(事業報告及び決算)

第49条 本法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時代議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条の2 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第50条 本法人が資金の借入をしようとするときは、理事会の承認を経て、代議員会で承認する。

(事業年度)

第51条 本法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第53条 本法人は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第54条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第55条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条の2 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、代議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第56条 本法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議により任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 情報公開

(情報公開)

第58条 本法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する事項については、理事会の決議によるものとする。

(公告)

第59条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 家庭動物管理士認定委員会

(設置)

第60条 第4条第1項第2号に規定する認定に関する業務を公正かつ適切に行なうため、本法人に家庭動物管理士認定委員会（以下、「認定委員会」という。）を置く。

2. 認定委員会の委員は、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。

3. 認定委員会の運営に必要な事項は別に定めることができる。

第12章 補則

(定款に定めがない事項)

第61条 この定款に定めがない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

2. この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(委託)

第62条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

付則

1. 本法人の設立当初の事業年度は第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年8月31日までとする。
2. 全国ペット小売業協会の会員である者は、第7条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日の本法人の会員になったものとみなす。なお、会員種別も引継ぐものとみなす。
3. 本法人の設立時理事の氏名は次のとおりとする。
 - 米山 由男
 - 太田 勝典
 - 小島 章義
 - 脇田 亮治
 - 大山 守
 - 加藤 辰也
4. 本法人の設立時代表理事は 米山 由男 とする。
5. 本法人の設立時監事は、次に掲げる者とする。
 - 田中 正昭
 - 湯澤 和人
6. 本法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

神奈川県横浜市港北区	米山 由男
神奈川県横浜市旭区	太田 勝典
東京都江東区	小島 章義
愛知県岡崎市	脇田 亮治
大阪府堺市西区	大山 守
北海道釧路市	加藤 辰也
7. 2024年7月開催の臨時総会にて決議された変更後の定款に基づく最初の代議員の選挙は定款の定めに関わらず、適時に実施するものとする。
8. 定款変更後、代議員が選出されるまでの間は第4章ならびに代議員が関連する定めに関して、改正前の定めによることとする。
9. 公益認定を受けたときは、第51条の規定にかかわらず、公益認定を受けた日の前日を事業年度の末日とし、公益認定を受けた日を事業年度の開始日とする。